

令和8年6月18日

安中市議会議長 佐藤 貴雄 様

安中市議会議員政治倫理審査会
委員長 小林 克行

審査結果報告書

令和8年5月13日付で提出された審査請求について、安中市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告する。

記

1. 審査対象議員の氏名 吉岡 完司 議員

2. 審査請求対象となる事由

審査対象議員が市内で開かれたスポーツ大会の開会式に招かれた際、現金3千円を包んで手渡した行為は、安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第2号の政治倫理基準に違反する疑い。

3. 審査結果

安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号の政治倫理基準に違反する行為があったものと認定する。

安中市議会議員政治倫理条例第4条第2号の政治倫理基準違反は否認する。

【理由】

現金3千円を包んで手渡した行為は、議員としての名誉や品位を損ない、また不正の疑惑や不信を招くことに抵触するものであり、条例第4条第1号に違反するものであると認定した。

また、当該行為は議員の立場を利用したものであるとは言えないため、条例第4条第2号の違反は否認した。

4. 審査会の意見

安中市議会議員政治倫理条例第11条の規定にある審査結果に対する措置としては、「文書による戒告」とするのが相当である。

【参考】審査会の概要

●審査会の設置

令和8年5月13日付けで、今井敏博議員、宇佐美誠議員、小川剛議員、武者葉子議員、松本次男議員の5名から議長に対し審査請求書が提出された。令和8年5月15日に安中市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により議会運営委員会を開催し、安中市議会議員政治倫理審査会を設置することを決定し、当該事案の審査を付託された。

なお、審査会委員構成は次のとおり。

委員長	小林 克行 議員	副委員長	長嶋 陽子 議員
委員	柳沢 浩之 議員	高橋 由信 議員	金井 登美雄 議員
	原田 大 議員	池島 利明 議員	壘 次 雄 議員
オブザーバー	佐藤 貴雄 議長		

●第1回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和8年5月26日／全員出席／公開)

(1) 正副委員長の互選について

委員長に小林克行議員、副委員長に長嶋陽子議員が選出された。

(2) 審査会の公開について

本日の審査会は、公開することを決めた。今後については、審査会ごとに協議して決めることとした。

(3) 審査請求の内容について

本事案に係る新聞掲載、安中市議会議員政治倫理審査会への審査請求や委員会設置までの経過等について報告があった。

(4) 今後の進め方について

審査対象議員より弁明の有無を確認し、事情の聴取は今後判断することとした。

議長より、措置の決定に関し、審査会に意見を求める旨の発言があり、事務局より、措置決定の指針について説明があった。

●第2回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和8年6月9日／全員出席／公開)

(1) 審査会の公開について

審査会の進捗によるため、協議事件ごとに会議の公開について協議することとした。結果として、全て公開となった。

(2) 弁明について

弁明書の提出があり、それを読み上げて弁明が行われた。

(3) 事情の聴取について

これまでの経過や弁明の内容で十分との意見が多く、事情の聴取は行わないこととした。

(4) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号に違反する行為として、下記の項目について認定した。

- ・市内で開かれたスポーツ大会の開会式に招かれた際、現金3千円を包んで手渡したこと。

安中市議会議員政治倫理条例第4条第2号に違反する行為については、下記の理由により否認した。

- ・議員の地位を利用した行為であるとは言えないため。

(5) 今後の進め方について

次回、措置の意見を協議することとした。

●第3回安中市議会議員政治倫理審査会

(令和8年6月18日／全員出席／公開)

(1) 審査会の公開について

本日の審査内容を確認し、公開することを決めた。

(2) 審査会の意見について

措置の意見について協議を行った結果、「文書による戒告」とする意見が4名、「議場における陳謝の勧告」とする意見が3名おり、委員会として「文書による戒告」に相当するものと決定し、審査会の意見として報告することに決定した。

(3) 審査結果報告書について

審査結果報告書（案）について協議し、決定した。